

# 資料編

# 1.小平市介護保険運営協議会設置要綱

〔平成18年 4月 1日 制定〕  
登録番号 4 - 59

## （設置）

第1 小平市における介護保険の円滑な運営及び推進を図るために、小平市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （検討事項）

第2 協議会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置、運営及び評価に関すること。
- (3) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定、指定の取消し等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか介護保険事業を円滑に行うために必要な事項

## （構成）

第3 協議会は、識見を有する者及び市民のうち市長が依頼する委員15人以内をもって構成する。

2 委員のうち6人以内は、公募により選任する。

## （委員の任期）

第4 委員の任期は、依頼の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会長及び副会長）

第5 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （招集）

第6 協議会は、会長が招集する。

( 会議の公開 )

第7 協議会の会議(以下「会議」という。)は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

( 意見の聴取 )

第8 協議会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

( 庶務 )

第9 協議会の庶務は、健康福祉部介護福祉課において処理する。

( その他 )

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

( 施行期日 )

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 2. 小平市介護保険運営協議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 ・ 分 野
会 長	森山 千賀子	学識経験者
副 会 長	仲 谷 善 彰	小平市医師会
委 員	海 上 玲 子	小平市社会福祉協議会
委 員	川 口 延 子	公募市民
委 員	小 林 智 恵 子	小平市薬剤師会
委 員	佐 藤 正 孝	小平市歯科医師会
委 員	塩 野 秀 郎	公募市民
委 員	市 東 和 子	小平市民生委員児童委員協議会
委 員	清 水 太 郎	居宅介護支援事業者
委 員	高 橋 源 次	居宅介護サービス事業者
委 員	栃 木 恵 美 子	公募市民
委 員	中 島 雅 子	公募市民
委 員	蓮 見 進	公募市民
委 員	松 川 茂 雄	特別養護老人ホーム施設長
委 員	三 澤 洸	公募市民

### 3. 小平市介護保険運営協議会の検討経過

回	開催日	検討事項等
第1回	平成23年 5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの運営状況について</li> <li>・介護予防事業の実施状況について</li> <li>・地域密着型サービス事業所の指定及び更新について</li> <li>・介護サービス事業者への実地指導について</li> <li>・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</li> </ul>
第2回	平成23年 7月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの運営状況について</li> <li>・介護予防事業の実施状況について</li> <li>・平成23年度介護保険料納入通知書の発送について</li> <li>・地域密着型サービス事業所の指定について</li> <li>・熱中症予防緊急対策事業について</li> <li>・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</li> </ul>
第3回	平成23年 9月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの運営状況について</li> <li>・介護予防事業の実施状況について</li> <li>・介護予防見守りボランティア事業について</li> <li>・地域密着型サービス事業所の指定等について</li> <li>・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</li> </ul>
第4回	平成23年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの運営状況について</li> <li>・介護予防事業の実施状況について</li> <li>・地域密着型サービスの整備について</li> <li>・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</li> </ul>
第5回	平成23年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの運営状況について</li> <li>・介護予防事業の実施状況について</li> <li>・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する意見等の報告について</li> <li>・第5期介護保険料の考え方について</li> <li>・基幹型地域包括支援センター設置及び日常生活圏域の検討について</li> </ul>
第6回	平成24年 2月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの運営状況について</li> <li>・介護予防事業の実施状況について</li> <li>・地域密着型サービス事業所の指定等について</li> <li>・第5期介護保険料について</li> <li>・基幹型地域包括支援センター設置及び日常生活圏域の検討について</li> <li>・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について</li> </ul>

## 4. 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「計画」という。)の策定について検討を行うために、小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 調整会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (会長及び副会長)

第4条 調整会議に会長及び副会長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (招集等)

第5条 調整会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (ワーキングチーム)

第6条 調整会議に事務の円滑な推進を図るため、ワーキングチーム(以下「チーム」という。)を置く。

- 2 チームメンバーは、会長が別に定める。
- 3 チームにリーダー、サブリーダー及びオブザーバーを置き、会長が指名する。
- 4 リーダーは、会議を総理し、チームの議長となる。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

6 チームの会議は、リーダーが招集する。

7 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 リーダーは、チームの検討等の結果を調整会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 調整会議及びチームの庶務は、健康福祉部高齢者福祉課が処理する。

(設置期間)

第9条 調整会議及びチームの設置期間は、平成22年12月1日から平成24年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

役職	職務名
会長	健康福祉部長
副会長	健康福祉部介護福祉課長
委員	健康福祉部高齢者福祉課長
委員	健康福祉部障害者福祉課長
委員	健康福祉部生活福祉課長
委員	健康福祉部健康課長
委員	健康福祉部保険年金課長

## 5. 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

### 策定調整会議名簿

役 職	氏 名	所 属
会 長	橋 田 秀 和	健康福祉部長
副会長	屋 敷 元 信	健康福祉部介護福祉課長
委 員	齊 藤 豊	健康福祉部高齢者福祉課長
委 員	奈 良 勝 已	健康福祉部障害者福祉課長
委 員	長 塩 三 千 行	健康福祉部生活福祉課長 (平成23年3月31日まで)
	大 澤 肇	健康福祉部生活福祉課長 (平成23年4月1日から)
委 員	森 琳 子	健康福祉部健康課長
委 員	坂 本 伸 之	健康福祉部保険年金課長



## 6. 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定調整会議の検討経過

回	開催日	検討事項等
第1回	平成23年 3月 7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定調整会議設置要領について</li> <li>・計画策定の基本方針について（案）</li> </ul>
第2回	平成23年 4月 6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキングチームの推薦依頼について</li> </ul>
第3回	平成23年 5月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者生活状況アンケート・介護保険サービス利用状況実態調査結果について</li> <li>・計画内容の協議 骨子（案） 第1章「計画策定にあたって」</li> </ul>
第4回	平成23年 7月 6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画内容の協議 第2章「市の現状と課題」 第3章「計画の基本的な考え方」</li> </ul>
第5回	平成23年 9月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画内容の協議 第2章「市の現状と課題」 第3章「計画の基本的な考え方」 第4章「高齢者保健福祉計画の推進」 第5章「介護保険事業計画の推進」 第6章「計画の推進体制」</li> </ul>
第6回	平成23年10月 7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（素案）内容の協議 第2章「市の現状と課題」 第3章「計画の基本的な考え方」 第4章「高齢者保健福祉計画の推進」 第5章「介護保険事業計画の推進」 第6章「計画の推進体制」</li> </ul>
第7回	平成23年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民懇談会の開催結果について</li> <li>・基幹型地域包括支援センターと日常生活圏域の検討について</li> <li>・介護保険料について</li> </ul>
第8回	平成24年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見の収集と反映について</li> <li>・計画（案）の協議について</li> </ul>

## 7. 市民懇談会等

### 市民懇談会

開催日	開催場所	参加人員
平成23年11月11日(金)午後7時～8時	中央公民館	1名
平成23年11月16日(水)午後2時～3時	上水南公民館	8名
平成23年11月17日(木)午後2時～3時	小川ホーム	23名
平成23年11月19日(土)午後1時～2時	けやきの郷	21名
平成23年11月24日(木)午後2時～3時	小平健成苑	16名
合計		69名

### 市民意見等 ( 電子メールによる )

意見受付期間	平成23年11月10日(木)～12月10日(土)
意見受付人数	2名

## 8.用語解説

この用語解説の内容は、本計画を理解する上での参考となるように分かりやすくまとめたものであり、必ずしも用語の定義を厳格に定めたものではありません。

### あ行

一次予防事業	介護予防事業のうち、全ての65歳以上の方を対象にした生活機能の維持または向上を目的に行う事業や、介護予防の情報提供を行う事業。
NPO	様々な社会貢献活動を行い、団体を構成する人などに対し収益を分配することを目的としない団体の総称。「Non Profit Organization(非営利活動団体)」の略。様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

### か行

介護給付適正化プログラム	介護サービスを必要とする受給者を適切に認定し、受給者が必要とするサービスを事業者が法令等に従って適正に提供するように、東京都及び区市町村が一体となって介護給付適正化に向けた取り組みを推進するために東京都が策定した計画。
介護予防事業	65歳以上で、要支援・要介護認定を受けていない方を対象にした事業。要介護状態等になることを予防し、活動的で生きがいのある人生が送れるように支援することを目的としている。二次予防事業、一次予防事業の総称。
ガイドヘルプ	一人では外出できない視覚障がい者に付き添って、歩行の介助や誘導する活動。
かかりつけ医	健康や病気のことについて気軽に相談を受け、身体に不調があるときにいつでも診察できる、地域に密着した身近な医師。初期患者の問題を的確に把握し、適切な指示、緊急に必要な処置の実施、他の医師への紹介を行い、個人や家庭での継続的な治療について主治医としての役割を果たす。
かかりつけ歯科医	患者の心身の特性やニーズを踏まえて歯・あご・口の疾患の治療を行うとともに、全身状態や精神面をも考慮し、計画的に予防を含めた歯科医学的な管理や療養上の支援を行う地域に密着した身近な歯科医。
居宅給付費	介護サービスの給付に要する費用のうち、施設等給付費以外のもの。

ケアプラン(居宅サービス計画、施設サービス計画)	要支援または要介護と認定された人が、適切な介護サービスを受けられるようにするために作成される計画。
ケアマネジメント	介護を必要とする人のニーズを把握して、適切な医療、介護、福祉などのサービスを受けられるように調整する手法。
ケアマネジャー(介護支援専門員)	要支援または要介護と認定された人が、適切な介護サービスを受けられるようにするために、ケアプラン(居宅サービス計画、施設サービス計画)を作成する専門職。
高齢化社会、高齢社会	総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合が高い社会のこと。高齢化率7%以上の社会を「高齢化社会」、高齢化率14%以上の社会を「高齢社会」、高齢化率21%以上の社会を「超高齢社会」という。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が、総人口に占める割合。
高齢者虐待	高齢者が、他者からの不適切な扱いにより、権利や利益を侵害されたり、生命や健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。介護をしている家族などによって行われている虐待の種類としては、身体的虐待、介護・世話の放任(ネグレクト)、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待がある。
コーディネート	物事を調整し、まとめること。調和させ、組み合わせること。

## さ行

災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動をとることが特に困難な人々で、一般的に、高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等があげられる。
サービス付き高齢者向け住宅	安否確認や生活相談など高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の高齢者向けの賃貸住宅等。
施設等給付費	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老健)、介護療養型医療施設及び特定施設の給付に要する費用。
社会貢献型後見人(市民後見人)	親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見等業務を担う人を、東京都では社会貢献型後見人と称している。基礎講習を受講し、様々な活動を通じて経験を積んだ後、適性に応じて実際の後見業務を担っていく。
社会福祉協議会	社会福祉法に規定された、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。民間の社会福祉活動を推進し、営利を目的としない民間組織。
シルバー人材センター	高齢者雇用安定法に基づき、原則60歳以上の人を対象として、臨時的で短期的な仕事を請負・委任の形式で行なう公益社団法人。
成年後見制度	認知症や精神障がい等により、判断能力が不十分な方を保護する制度。判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3類型があり、後見人等は家庭裁判所が選任する。

## た行

<b>第1号被保険者、 第2号被保険者</b>	区市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。
<b>団塊の世代</b>	昭和22年から昭和24年にかけての第一次ベビーブームに生まれた世代。
<b>地域支援事業</b>	地域の高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする事業。
<b>地域包括支援 センター</b>	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者及びその家族からの相談の受付や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う高齢者の総合的な相談・サービスの拠点。
<b>地域密着型 サービス</b>	高齢者が認知症や中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするためのサービス類型。原則としてその区市町村の被保険者のみサービス利用可能であり、指定・指導監督の権限は保険者である区市町村が有する。
<b>特定健診</b>	平成20年度から各医療保険者が実施主体となり、生活習慣病に重点を置いた40歳～74歳の被保険者を対象にした健康診査。
<b>特定施設</b>	一定の人員配置等を行った有料老人ホーム等が、入居者に介護サービスを提供する場合には「特定施設」として介護保険給付の対象となる。施設が介護サービスを提供し、要介護者だけが入居可能な施設が介護専用特定施設。同様に施設が介護サービスを提供するが、要介護者だけでなく要介護でない者も入居可能な施設が混合型特定施設という。

## な行

<b>二次予防事業</b>	介護予防事業のうち、主に要介護状態等となるおそれが高くなっている65歳以上の方を対象に、要介護状態等になることを予防するために行なわれている事業。
<b>日常生活圏域</b>	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、第3期介護保険事業計画以降、区市町村内を日常生活の圏域に分け、サービス基盤等の整備を進めている。圏域の設定にあたっては、保険者ごとに、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定めている。
<b>認知症</b>	アルツハイマー病や脳梗塞、脳出血などにより、情報の分析や記憶などが難しくなり、日常生活が困難になった状態。

認知症高齢者 グループホーム (認知症対応型 共同生活介護)	認知症の状態にある要介護者等が、日常生活上の世話や機能訓練を受けながら共同生活をする。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人やその家族を支援する人。認知症サポーターになるには、各地域で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある、受講者にはサポーターの証としてオレンジリングが渡される。

## は行

バリアフリー	高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていくうえで、行動を妨げている障壁(バリア)を取り除き、生活しやすくすること。
福祉サービス 第三者評価	自分の利用したい事業所の特徴やサービスの質などについて、サービスを選択する際の目安として、各事業所の評価結果を東京都は公表している。
福祉有償運送	道路運送法に基づき、NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内でドア・ツー・ドアの個別輸送を行う事業。
ボランティア	自発的・主体的意思に基づいて、原則、無報酬で社会活動を行なう人及びその活動。

## ま行

民生委員児童委員	社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って地域住民の相談に応じ、必要な援助を行う、地域福祉推進の中心的な担い手。
----------	---

## や行

ユニバーサル デザイン	健常者・障がい者を問わず、誰もが利用できるように、製品、建物、環境をデザインするという考え方。
----------------	---

## ら行

理学療法士	身体に障がいのある人に対して、運動療法、マッサージなどにより、リハビリテーションとしての治療を行う専門職。PTと略される。
-------	---

小平市高齢者保健福祉計画  
小平市介護保険事業計画

平成24年 3月発行

発行： 小平市健康福祉部高齢者福祉課  
小平市健康福祉部介護福祉課  
〒187-8701  
小平市小川町2丁目1333番地

小平市健康福祉部高齢者福祉課  
電話： 042-346-9537  
FAX： 042-346-9498  
電子メール： df0012@city.kodaira.lg.jp

小平市健康福祉部介護福祉課  
電話： 042-346-9823  
FAX： 042-346-9498  
電子メール： kaigo-fks@city.kodaira.lg.jp

¥250

この印刷物は、再生紙を利用しています。